

山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）（素案）について

	条文案 赤字:義務 青字:努力義務
1	<p>(目的)</p> <p>この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって歩行者、自転車、自動車等が共に安全に通行し、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。</p>
2	<p>(定義)</p> <p>【自転車】 道路交通法(以下「法」といいます。)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいいます。</p> <p>【自転車利用者】 自転車を利用する者をいいます。</p> <p>【交通安全団体】 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいいます。</p> <p>【自動車等】 法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいいます。</p> <p>【保護者】 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいいます。</p> <p>【自転車損害賠償責任保険等】 自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害を填補することができる保険又は共済をいいます。</p>
3	<p>(基本理念)</p> <p>1 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければなりません。</p> <p>2 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、道路の交通に関する法令を理解するとともに、それぞれの特性について相互に尊重し合うことを旨として促進されなければなりません。</p> <p>3 自転車の安全で適正な利用は、自転車の利用が、県民及び事業者にとって高い利便性を有し、県民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たすとともに、観光の振興、環境への負荷の低減及び健康の増進に資するものであるという認識の下に行われなければなりません。</p>
4	<p>(県の責務)</p> <p>1 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとします。</p> <p>2 県は、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとします。</p>

	条文案 赤字:義務 青字:努力義務
5	(自転車利用者の責務) 自転車利用者は、基本理念にのっとり、法第二条第一項第八号に規定する車両の運転者としての責任を自覚し、法その他の法令を遵守するとともに、自転車を安全かつ適正に利用するため、自転車に関する交通事故の防止についての知識を習得し、自転車の利用に当たって必要な安全上の措置を講ずるよう努めるものとします。
6	(県民の役割) 1 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとします。 2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための対策に協力するよう努めるものとします。 3 県民は、自動車等を運転する場合には、自転車が車両であることを認識して、歩行者、自転車及び自動車等がそれぞれ道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めるものとします。
7	(事業者の役割) 1 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用について理解を深めるとともに、自ら自転車の安全で適正な利用のための取組を実施するよう努めるものとします。 2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用について教育及び啓発を行うよう努めるものとします。 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとします。
8	(交通安全団体の役割) 1 交通安全団体は、基本理念にのっとり、道路の交通に関する法令の遵守についての啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとします。 2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとします。
9	(県の交通安全教育等) 県は、県民及び事業者が自転車の安全で適正な利用についての関心と理解を深めることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行うものとします。

	条文案 赤字:義務 青字:努力義務
10	(学校等における交通安全教育等) 学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第三十四条第一項に規定する各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を設置し、又は管理する者(学校の校長等を含みます。以下「学校等の設置者」といいます。)は、在学する幼児、児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じ、自転車の安全で適正な利用について 教育及び啓発を実施するよう努めるもの とします。
11	(家庭における交通安全教育等) 1 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について 必要な教育を行うよう努めるもの とします。 2 高齢者と同居する親族は、乗車用ヘルメットの着用を勧める等当該高齢者の自転車の安全で適正な利用について 必要な助言をするよう努めるもの とします。
12	(交通事故の防止のための措置等) 1 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車を利用しようとする者に対し、継続的に又は反復して自転車を貸し付ける者(以下「自転車貸付事業者」といいます。)は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面に反射器材を備える等 交通事故の防止のための措置を講ずるよう努めるもの とします。 2 自転車利用者は、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児(法第十四条第三項に規定する幼児をいいます。)を乗車させるときは、当該幼児に法第六十三条の十一に規定する 乗車用ヘルメットの着用に加え、座席ベルトを着用させるよう努めるもの とします。 3 保護者は、幼児若しくは児童(法第十四条第三項に規定する児童をいいます。)が自転車を利用するとき、当該幼児又は児童に、 乗車用ヘルメットの着用に加え、その発達段階に応じ、肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具の着用をさせる等安全上の措置を講ずるよう努めるもの とします。
13	(点検整備及び防犯対策) 1 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付事業者は、その利用する自転車について、 必要な点検及び整備を行うよう努めるもの とします。 2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、 必要な点検及び整備を行うよう努めるもの とします。 3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施錠その他の 防犯対策に努めるもの とします。
14	(安全で適正な利用に係る情報提供) 1 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために 必要な広報及び啓発を行うもの とします。 2 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」といいます。)及び自転車貸付事業者は、その購入者及び借受人に対し、自転車の点検の手順その他の自転車を安全かつ適正に利用するために 必要な情報の提供を行うよう努めるもの とします。

	<div style="text-align: center;"> 条文案 赤字:義務 青字:努力義務 </div>
15	<p>(自転車損害賠償責任保険等への加入等)</p> <p>1 次の各号に掲げる者は、それぞれ自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。</p> <p>一 自転車を利用する者(未成年者を除きます。)</p> <p>自転車を利用する者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りではありません。</p> <p>二 未成年者を監護する保護者</p> <p>未成年者を監護する保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りではありません。</p> <p>三 事業者</p> <p>事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りではありません。</p> <p>四 自転車貸付事業者</p> <p>自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。</p>
16	<p>(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)</p> <p>1 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」といいます。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認しなければなりません。</p> <p>2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供を行わなければなりません。</p> <p>3 事業者は、その従業者のうちに、通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとします。</p> <p>4 事業者は、前項の規定による確認により、通常の通勤の方法として自転車を利用する者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該従業員に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供に努めるものとします。</p> <p>5 自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供しなければなりません。</p>

	<p style="text-align: center;">条文案 赤字:義務 青字:努力義務</p>
16	<p>6 学校等(幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、大学及び各種学校を除きます。)の設置者は、通常の通学の方法として自転車を利用する児童及び生徒がいるときは、当該児童及び生徒並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとします。</p> <p>7 学校等(幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、大学及び各種学校を除きます。)の設置者は、前項の規定による確認により、通常の通学の方法として自転車を利用する児童及び生徒が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該児童及び生徒並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供に努めるものとします。</p>
17	<p>(自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供等)</p> <p>1 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者、その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>2 学校等の設置者は、自転車を利用する幼児、児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めるものとします。</p>
18	<p>(基準に適合する自転車小売業者及び自転車貸付事業者の登録)</p> <p>1 自転車小売業者及び自転車貸付事業者は、当該自転車小売事業及び自転車貸付事業が知事が定める基準に適合していることについて、知事の登録を受けることができます。</p> <p>2 知事は、前項の登録を申請した者が、第十五条及び第十六条の規定による義務を履行し、かつ、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、登録するものとします。 (1)自転車購入者及び借受人に対し、自転車の安全で適正な利用についての情報提供を行っていること (2)前号に掲げるもののほか、規則で定める基準</p> <p>3 知事は、前項の規定により登録をしたときは、当該登録の申請をした者に対し、登録証を交付するものとします。</p> <p>4 第一項の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定は、前項の登録の更新について準用します。</p>
19	<p>(登録の取消し等)</p> <p>1 知事は、自転車小売業者及び自転車貸付事業者が、第十五条第四号及び第十六条第一号、第二号並びに第五号の規定による義務を履行せず、又は前条第二項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、その登録を取り消すことができます。</p> <p>2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録証の交付を受けた自転車小売業者及び自転車貸付事業者から当該登録証を返還させるものとします。</p>

	条文案 赤字:義務 青字:努力義務
20	(道路環境の整備) 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行することができるよう、 道路の環境の整備を図るもの とします。
21	(財政上の措置) 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するために 必要な財政上の措置を講ずるよう努めるもの とします。
	(附則) 1 この条例は、令和〇年〇月〇日から施行します。ただし、 第十五条及び第十六条並びに第十八条及び第十九条の規定は、同年〇月〇日から施行します。 2 知事は、この 条例の施行後五年を超えない範囲内において、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、自転車の利用における安全及び適正の一層の確保を図る等の観点から自転車損害賠償責任保険等への加入、その確認等に係る義務の履行の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。